

令和5年(行コ)第56号環境影響評価書確定通知取消請求控訴事件  
控訴人 鈴木陸郎 外44名  
被控訴人 国

## 証 拠 説 明 書

2023年(令和5年)4月10日

東京高等裁判所第10民事部ニホ2係 御中

控訴人ら訴訟代理人  
弁護士 小島 延夫

甲号証	枝番	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
309		最高裁判所判例解説民事 篇・平成9年度(上) 最高裁判所平成9年1月2 8日判決	写し	最高裁判所調 査官室編調査 室編	人の生命、身体の安全等という、かけがえのない 利益は、公益には容易に吸収解消され難い性質 の利益であると解説されていること
310		最高裁判所判例解説民事 篇・平成13年度(上)最高 裁判所平成13年3月13 日判決	写し	同上	同上
311		発電所にかかる環境影響 評価の手引き 簡略化に関する部分	写し 2020年11月	経済産業省 保安グループ 電力安全課	発電所アセスの手引きより、簡略化に関する部分 を抜粋したもの 「環境影響の程度を現状と変えないとした場合」 であることが前提とされていること
312		横須賀火力発電所 既設 設備の撤去工事について	写し 2017年4月19日	東京電力フュ エル&パワー 株式会社	旧横須賀石油火力発電所においてアスベスト含 有建材が使用されていたこと。解体工事におい て、飛散の防止や測定などの対策が必要であつ たこと
313		IPCC第1次評価報告書第 1作業部会報告 政策決定者向け要約	写し 2022年12月22 日	IPCC 翻訳は、気象 庁	IPCC第1次評価報告書第1作業部会報告を気象 庁において暫定訳として作成したものの。地球温暖 化が人間活動に起因するものであること、67%の 確率で1.5℃の気温上昇を抑えるための残余の カーボンバジェットは400Gt(4000億トン)である ことなど。
314		IPCC 第6次評価報告書 第3作業部会報告書 気候変動2022:気候変動 の緩和 政策決定者向け要約 (SPM)	写し 2022年11月	IPCC 翻訳は、経済 産業省	IPCC第1次評価報告書第3作業部会報告を経 済産業省において和訳して公表されたもの。 1.5℃の気温上昇を抑えるためにNDCの引き上 げが必要であること、太陽光や風力発電など 経済合理性のある緩和策があること、化石燃 料インフラを予定どおり運用を続けると、そ れだけで残余のカーボンバジェットを超える ため、運用期間を短縮する必要があることな ど。
315		IPCC 第6次報告書第3作 業部会報告書 政策決定者向け要約解説 資料	写し 2022年4月5日	増井利彦他	IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告の国立 環境研究所増井利彦他による解説資料。上記内 容の解説。
316	1	SYNTHESIS REPORT OF THE IPCC SIXTH ASSESSMENT REPORT (AR6) Summary for Policymakers	写し 2023年4月 20日	IPCC	IPCC第6次評価報告書統合報告書政策決定 者向け要約。温暖化、気候変動の進行と排出 削減対策が急がれること。経済合理性のある 対策があることなど、

317	1	SYNTHESIS REPORT OF THE IPCC SIXTH ASSESSMENT REPORT (AR6)Longer Report (抄)	写 し	2023年4月 20日	IPCC	IPCC第6次評価報告書統合報告書政策決定 者向け要約の本文にあたるもの。対策のセクター ごとのタイミングについての図4. 1など。
-----	---	--	--------	----------------	------	--